

第3回 船舶管理会社に関する新たな制度検討会 議事概要

・日 時:平成29年12月19日(火) 14:00~16:00

・場 所:国土交通省2号館15階海事局会議室

- 制度趣旨に関し、将来にわたり国民経済にとって重要な機能を果たしていくべき内航海運分野において、登録制度が安全の担保に資する仕組みであることや、告示による制度創設により、規範性を有するとともに、柔軟な制度運用が可能となる仕組みである旨を盛り込んでどうか。
- 登録制度の効果として、登録情報の公開により登録を受けたことによる社会的責任が増すことから業務遂行の適正化が担保されること、登録要件を満たすことにより一定の安全品質が担保されること、一定期間後に評価を受けた上で登録更新することにより継続的に業務が行うことのできる能力を有していることなどを、とりまとめの趣旨に盛り込んでどうか。
- 登録船舶管理事業者であることを見える化するツールとして、例えば、登録船舶管理事業者がホームページや名刺で掲示できるようなマークを作成して、そのブランドイメージを確立していくことが重要で、それによって社会的認識度も高まるのではないかと考えられる。
- 評価については、来年度に検討予定と承知しているが、第三者評価のあり方としては、どのような組織が第三者機関になり得るのか、第三者機関が確認すべき評価基準とはどのようなものか等の議論が必要になると考える。
- 船舶管理については、船種によりサービス内容が異なるほか、現在の船舶管理会社のみならず、自社船舶の管理を行っているオーナー(内航海運業者)が自社のノウハウを活用して事業として実施する等、多様な事業者による事業実施が想定される。また、登録制度の運用開始後、事業実態に係る評価を経て登録の更新を受けた事業者が、その船舶管理サービスに関し、利用者からの評価を確立させていくことも想定される。今後、このような制度運用と船舶管理事業者の発展が見込まれる中で、実態を踏まえつつ、サービスの質をより詳細に見える化する制度として、登録制度をより一層充実させるための検討が必要になってくるのではないかと考える。
- 内航海運の将来的な発展を考えた場合、船舶管理業は、内航海運の中でますます重要な意味合いを持つてくると考えることから、中長期的には、船舶管理業の発展を見据え、内航海運業に係る法令の枠組みの中で整理することの検討も必要になるのではないかと考える。

以上